

おわりに

「10年後の静岡を創るスーパーセミナー」は、静岡県立大学の創立30周年に当たり、その存在意義を顧みたいという考えに端を発します。本学は静岡県の最高学府として、将来に渡り「知の拠点」であり続けられればと望みます。そのためには、地域の産業と静岡県民の福利を牽引する方向性を世に向かつて発信すべきではないでしょうか。本企画は本学の通常の公開講座と異なり、行政（静岡県、静岡市）、産業界、静岡県民のそれぞれの目線に立った講演、さらにテーマごとに学術的見地からの分析を大学教員が加えました。そして、これら講師による講演に引き続き、パネルディスカッションを重視し、一般の参加者にも議論に加わっていただきました。本セミナーでは、各回終了時に書面による質疑を実施し、講師や座長によるその回答は、既に本学公式ホームページにて公開しています。ここに、デジタル版として、本セミナーの全貌を世に発することとしました。

本セミナー企画の経緯として、2015年7月以降、「食文化みらい創造推進特別委員会」〔委員長(当時)―村上光廣 静岡商工会議所副会頭/鈴与株式会社相談役〕と連携し、静岡商工会議所新産業開発振興機構に事務担当を置き、立ち上げの準備を行ってきました。2016年4月に、「食文化みらい創造推進特別委員会」の委員長が大石剛 静岡商工会議所

副会頭/株式会社静岡新聞社社長に交代となり、これを機に、株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社とも共催とさせていただくこととしました。

第1回から第6回までの各回の参加者は、150名以内であり、第7回は特別企画とし、約330名でした。参加者層は、高校生から80歳以上まで及びますが、60代が最多でした。参加者のうち「満足」との回答は約85%に上りました。不満点として、参加者の議論への積極的な参画に工夫を要する指摘が寄せられました。

各回の企画に当たっては、多くの方々に御助言・御協力を賜りました。ここに収録した講師、座長および司会者に加えて、本セミナー開催当時の肩書にて御紹介させていただきます。行政からは、吉林章仁 静岡県副知事、難波喬司 静岡県副知事、木苗直秀 静岡県教育委員会教育長、山本高匡 静岡市企画局長、赤堀文宣 静岡市経済局長、木村精次 静岡市観光交流文化局長、産業界からは、酒井公夫 静岡鉄道株式会社代表取締役会長/静岡商工会議所会頭、岩崎清悟 静岡ガス株式会社代表取締役会長、大橋弘 株式会社静岡銀行常務執行役員に対して、深甚なる謝意を表させていただきます。また、本企画の広報においては、株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社、静岡商工会議所、静岡県商工会議所連合会、一般社団法人静岡県経営者協会に大変お世話になりました。さらに、運営に当たって、静岡県立大学事務局の野秋貴靖 事務局長、河野康行 事務局長、井口真彦 教育研究推進部長兼

広報・企画室長、望月数久 広報・企画室企画スタッフ副参事、服部基史 広報・企画室企画スタッフ副参事、才茂武彦 広報・企画室企画スタッフ主幹、伊藤聖修 広報・企画室企画スタッフ主査に、また、高木武則 静岡県文化・観光部総合教育局大学課長、倉橋豊 静岡商工会議所参与、風間禎之 静岡商工会議所産業振興・地方創生部新産業課長、増田篤宏 静岡商工会議所産業振興・地方創生部新産業課長、小堺昭宏 静岡商工会議所産業振興・地方創生部新産業課主幹、大須賀紳晃 株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社取締役・社長室長兼秘書部長、植松恒裕 株式会社静岡新聞社編集局長、小阪秀彦 株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社営業局次長兼企画推進部長、大林寛 株式会社静岡新聞社・静岡放送株式会社営業局企画推進部副部長、佐藤祐介 株式会社静岡銀行地方創生部ビジネスリーダー、石川健太郎 鈴木株式会社経営企画室長、清川誠 静岡鉄道株式会社社人事部長に、これらの方々の御協力に対し、衷心よりの謝意をここに記録させていただきます。

2018年1月

静岡県立大学創立30周年記念事業実行委員会委員長

同大学大学院薬食生命科学総合学府長

同大学大学院食品栄養環境科学研究院長

小林 裕和

10年後の静岡を創るスーパーセミナー

～知の丘を往く～

デジタル版

2018年5月31日発行

| | |
|-------|--|
| 編集・発行 | 静岡県立大学 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号 TEL 054-264-5103 FAX 054-264-5099 |
| 制作 | 星光社印刷株式会社 |

©University of Shizuoka 2018

ISBN978-4-9910278-0-2

※本デジタル版は2017年度に編集しているため、肩書等は2017年度現在のものを使用しています。

※本デジタル版の内容の一部あるいは全部を無断で複写（コピー）することは、著作権法上認められている場合を除き、禁じられています。